

「国の研究開発に関する大綱的指針」のポイント(案)

○評価の目的及び改革の方向性、評価の在り方

- ・評価の目的・意義、改革の方向性、対象等
- ・共通する基本的な項目、留意すべき事項

○基本的な考え方

1. 評価の公正さと透明性の確保及び評価結果の資源配分等への反映

- 客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用
- 評価内容等を被評価者に開示、研究評価等の公表(新規)
- 継続/拡大/縮小/中止等の資源配分への反映(新規)
- 研究者の処遇等への反映等(新規)

2. 評価に必要な資源の確保と評価体制の整備

- 評価業務のための経費の充実
- 研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成(新規)
- データベースの整備と電子システムの導入(新規)

○施策・課題・機関・研究者業績の評価

1. 研究開発施策の評価

- 研究開発戦略等の評価(新規)
- 研究開発制度等の評価(新規)

2. 研究開発課題の評価

- a) 競争的資金による課題
 - ピアレビューによる国際水準に照らした評価
 - 研究者発想に基づく研究と政策指向の研究の峻別
 - 計画の妥当性と投入時間の把握(新規)
- b) 政策目的に応じた課題等
 - 第三者評価による科学的・社会経済的評価
 - 達成度や情勢変化に照らした評価と計画への反映等
- c) 基盤的資金による課題
 - 機関長の責任において評価を実施

3. 研究開発機関の評価

- 各機関の特性に応じた評価
- 機関運営と研究開発の2つの側面の評価
- 評価結果を機関長の評価に反映(新規)

4. 研究者等の業績評価

- 機関長が評価ルールを整備し、責任を持って実施(新規)
- 多様な評価基準の設定(新規)